



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

❖早稲田大学法学部横川敏雄記念公開講座
「知的財産紛争—事後処理から予防と戦略へ—」
(全5回)

❖第1回(2008/6/14開催)

「米国における知的財産訴訟の現状と展望」

【講師】竹中俊子(ワシントン大学ロースクール
教授・早稲田大学大学院法務研究科客員教授)



RCLIPでは、平成20年度法学部横川敏雄記念公開講座が知的財産法をテーマとして連続5回開催されるに当たり、その企画及び実施を全面的にバックアップした。その第1回である6月14日は本学大学院法務研究科で欧米知的財産法等の授業を担当している竹中俊子教授から、標記のテーマでご講演を頂いた。

日本の特許侵害訴訟と比較した米国特許訴訟の特徴は多々あるが、そのうちで特に強調すべきは、1982年に設立されたCAFC(連邦巡回控訴裁判所)の存在と、訴訟手続における陪審制と証拠収集手続(ディスカバリー)である。CAFC設立以前においては、訴訟の場面で特許が無効となる確率が非常に高かったが、CAFCはそれまで巡回区ごとに異なっていた特許の非自明性判断基準を、権利者側に有利な方向で、すなわち特許を無効とする主張を困難とする方向で統一するための判例法理を確立した。また、特許訴訟を一審として審理する連邦地区裁判所においては、権利者側の勝訴率や認定される損害賠償額は日本に比

してもともと高いが、地区裁判所ごとのローカルルールが存在や、権利者側に有利な結論に至る陪審評決をする傾向のある裁判所の存在など、地区裁判所による差が顕著であるため、権利者側にとってもあるいは相手方から不存在確認(権利無効確認)訴訟を提起する場合でも、どの地区裁判所を選択するかは最大関心事といってもよい。そのほか証拠収集手続についても、特に書類の翻訳作業などを要する日本企業にとって、そのための弁護士費用等の負担は莫大なものになるため、それが訴訟の遂行を妨げ、和解解決に至るひとつの要因にもなっている。

このように権利者側に有利に運用されてきた米国特許訴訟ではあるが、近時、連邦最高裁がCAFCの判決に対する裁量上告を取り上げて、その判決を破棄する事例が頻発している。前述のとおり、CAFCはその設立の経緯からして、権利者側に有利と思われる各種の判例法理を打ち立ててきた。そして、連邦最高裁も専門裁判所としてのCAFCの判例を尊重し、裁量上告を受理する例は極めて限られていた。しかし、たとえば業界によっては、自らは発明をせず、またその実施もせず、大手企業等に対して特許権侵害訴訟をひとつの手段として和解金等による利益を得ようとする者からの脅威に晒される例もあることなどから、権利者側に有利というCAFCの傾向に対する逆流現象が連邦最高裁によって鮮明に打ち出されてきている。その例をいくつか挙げるならば、発明の非自明性の判断基準の見直しを迫ったKSR判決、発明該当性についてのCAFCの判例への懐疑的立場を表明したメタボライト判決、さらには相手方から権利の無効確認訴訟提起の途をより広げるべきであるとしたメディミューン判決、権利を侵害していることが即侵害差止判決を導くものではないとしたeBay判決や、権利

消尽に関する CAFC の判例の見直しを迫る Quanta 判決など、枚挙にいとまがないといつてよいほどである。連邦最高裁が特許訴訟の上告受理をした例は前述のとおり少なかったため、これらの連邦最高裁判例が先例として取り上げるのは、CAFC 設立以前の古い技術に対する古い先例であるため、これらの連邦最高裁の判例はあたかも何十年も前にタイムスリップしたかの感がある。とはいえ連邦最高裁からの指摘を受けて CAFC においても判例を見直す傾向が生じている。

技術の進展に伴い、医薬業界と IT 業界あるいは家電業界など、業界ごとに技術開発も特許発明の利用形態も変化してきている。このような中で、司法として連邦最高裁と CAFC が権利者とその利用者間のバランスを図るために苦労しているというのが現状であるが、立法論を含めた政策的論議も望まれるところである。

このような米国における特許訴訟の動向には常に注目しておく必要がある。

(センター長 高林 龍)

❖ 第2回(2008/6/21 開催)

「知的財産権を巡る現状と企業における戦略的な知財管理-特許行政の立場から-」

【講師】北岡浩 (特許庁総務部企画調整課特許戦略企画調整官)



1. 概要

2008年6月21日に開催された第2回横川敏雄記念公開講座では、特許庁特許戦略企画調整官北岡浩氏をお招きし、「知的財産を巡る現状と企業における戦略的な知財管理」というテーマについて講演を頂いた。

北岡氏は、知的財産を巡る現状として、イノベーション環境の変化及び新興国勢力の台頭による世界市場での競争の激化、そしてその中で高まる企業のリスクを指摘し、企業が戦略的な知財管理にむけてなすべきことを提示した。

2. 知的財産権を巡る現状

まず、イノベーション環境の変化として、市場ニーズの変化が加速し製品のライフサイクルが短縮化されてきていること、経済のグローバル化や情報技術の発展に伴い外部の知識や技術を活用するオープン・イノベーションの重要性が高まっていること、を指摘した。

また、新興国勢力の台頭による世界市場での競争の激化として、新興国勢力の輸出額の急増等を指摘し、国内のみならず諸外国における権利の活用をも念頭に置きつつ、質の高い知的財産権の確保が重要であることを述べた。

ついで、高まる企業リスクとして、世界各国で特許出願の件数の増加に伴い審査の順番待ちが長期化しているため、適時に適切な知的財産を取得することができないというリスクが生じていること、知的財産訴訟において審理の長期間、高コスト化等の問題が生じていること、模倣品による深刻な被害が生じていること、を指摘した。

そして、日本の現状として、日本の産業構造を諸外国と比較するとともに、我が国産業界の特許出願動向を分析し、内国偏重の出願構造の転換や研究開発成果の知的財産としての蓄積・管理等が必要であるとした。

3. 戦略的な知財管理にむけて

以上の知的財産を巡る現状を踏まえ、北岡氏は、企業が戦略的な知財管理にむけてなすべきこととし

て、知財情報を駆使した自社・他社の的確な分析・評価、グローバルな視点による最適な知的財産ポートフォリオの構築、知財戦略・研究開発戦略・事業戦略による三位一体の経営戦略が重要ではないかと提案した。

知財情報を駆使した自社・他社の的確な分析・評価については、特許庁が行う技術動向調査や各企業が独自に行う自社、他社の分析を行うことの必要性を強調するとともに、これを活用して研究開発戦略の策定、重複研究の回避、他社技術の積極的な導入、等を積極的に行うべきであるとした。

また、グローバルな視点による最適な知的財産ポートフォリオの構築については、研究成果を特許化して独占実施やライセンス等を行うのか、ノウハウとして秘匿した上で活用するのか、公知化して他社の特許化を阻止するのかといった、研究成果をどのような形の知財として活用するのかを、海外での活用も視野に入れて十分に検討することが必要であるとするとともに、企業の海外出願戦略の進展に対応するための特許庁の取り組みを紹介した。

さらに、知財戦略・研究開発戦略・事業戦略による三位一体の経営戦略については、研究開発テーマの企画段階から事業化の全ての段階で知的財産を意識すること、そのために知的財産部、事業部、研究開発部が密接に連絡を取り合うこと、等の重要性を指摘した。

4. 質疑応答

以上の報告に引き続き、参加者との質疑応答が行われた。質疑応答は産業界の現状を踏まえた実務的なものから審査実務の運用に関するものまで広い分野にわたって行われ、講演会は盛況なうちに終了した。

(RC 加藤 幹)

第3回 (2008/6/28 開催)

「企業の知財・法廷戦略一刻々変化する米国特許法の観点から再検討」

【講師】萩原弘之 (米国弁護士・ロプス&グレー法律事務所パートナー)

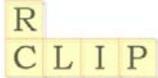


第3回目の横川記念講座は、萩原弘之弁護士を迎えて、「企業の知財・法廷戦略一刻々変化する米国特許法の観点から再検討」というテーマで講演していただいた。萩原弁護士は、なぜ特許訴訟戦略を見直すべきかと問いかけて、今は米国特許判例の大きな潮目であり、最近の特許に関連する米国最高裁判判決および CAFC の重要判決を解説し、日本企業への影響を予測した。変化する米国特許法に鑑み、日本企業の特許戦略を見直すための本講演は、1) 変化する米国特許戦略のレビュー、2) 原告・被告ともに訴訟戦略を再検討する必要性、3) 日本企業に特有のいくつかの問題、4) 仮想事例を用いたケーススタディ、という順序で進められた。

まず、特許法改正の背景と促進の要因として、パテント・トロールの横行、フォーラムショッピングに対する企業の国会への陳情、Blackberry 事件により差し止めの影響についての社会認識が高まったことなどが挙げられる。CAFC が bright line rule (白黒はっきりしたルール) を適用することへの、最高裁からの批判 (eBay 事件でのケネディ判事の意見) もあり、裁判所と議会ともに法改正の必要性を認めるに至った。次に最近の主要判例とその影響を概観した。

1. MedImmune 連邦最高裁判所判決

本判決は、確認訴訟で非侵害、無効を争うことを



より容易にしたものである。この判決はライセンス交渉において被疑侵害者の反撃の手段として使われるだろう。そのため特許権者としては、まず提訴してから後で交渉するという戦略、あるいは ITC での提訴を考えなければならない。

2. KSR Int'l 連邦最高裁判所判決

本判決により、弱い特許の自明性立証はおそらくより容易になるであろう。TSM test (教示唆動機基準)の CAFC による硬直的適用を最高裁が却下したものである。

本判決の影響を原告の観点からみると、原告は今後も組み合わせを教示する証拠、または予期せぬ効果を示す証拠の欠如を指摘すべきであり、さらに可能であれば、公知例がいかに発明から遠ざかる開示 (teach away) をしているかを、そして特許有効の推定を指摘すべきである。

被告の観点からは、立証責任を満たすに足りる、公知例組み合わせを支持する専門家証言に依拠していくか、公知例が近い場合に、略式判決の申し立てを行う機会が増えることになる。

今後米国内での特許権者の勝訴率 60% が下がるかどうか知るには、未だ十分な情報がないが、良い特許、特にハイテク分野のものは、今後も有効性が維持される一方、価値の低い周辺特許は、今後うまく潰されることが増え、コントロール対策の武器の一つになるだろう。

3. eBay 連邦最高裁判所判決

最高裁が、CAFC の終局差し止めを容認する基準を覆した判決である。CAFC は、特許侵害および有効が認定された場合には、原則として、終局差し止め請求が認められ、これは例外的な場合にのみ棄却されると判じていた。

本判決では、衡平法に基づく4段階基準(回復困難な損害、損害賠償金は損害を補償するのに不適當、困難の度合いは原告の方が強い、公益が害されない)が、特許事件にも適用されるし、原告は以下

を立証する必要があるとされた。裁判所は、断定的に差し止めによる救済を眼底することを拒否した。

本 eBay 判決以来、差し止め命令は継続して発行され、37件中29件で差し止めが認容され、認容された29件のうち27件が競争相手間での紛争、差し止め棄却された8件のうち、5件は競争相手ではない事件であった。

今後、競争相手はもっとも差し止め命令を勝ち取りやすくなる反面、特許トロールは取りにくくなると予測される。早期に提訴した原告ほど、回復困難な損害を立証しやすいだろう。

4. Quanta v. LG 連邦最高裁判所判決

論点は「特許用尽の範囲」であり、特に特許権者が合法的に、川下での特許使用を制限できるかどうかであった。判決はテクノロジー企業と彼らのかかわす契約に、深刻な影響を及ぼすかもしれないとされていた。

原審では、インテルの販売は条件付きではなく、ライセンスの制限は無効、特許は用尽すると判断したが、CAFC はライセンス契約上の disclaimer は有効にライセンスを制限するとし、特許は用尽しないとした。最終的に最高裁は、LG-インテル間の契約は「販売」を制限しておらず、組み合わせ製品に対するライセンスを制限する通知は、制限に当たらないとした。契約書の書き方にも問題があったのではないかという判事の意見があった。

本判決の影響で、企業は既存のライセンス契約を見直し、再交渉する必要があるだろう。重要特許を明確にライセンスから外さないと川下用尽のおそれがある。市場占有率の高い部品や製品メーカーとのクロスライセンスの範囲には十分注意しなければならない。

5. Seagate 連邦巡回裁判所 (CAFC) 判決

CAFC が何年も前から要求してきた従前の Duty of due care (注意義務) は、弁護士鑑定に依拠する被告に大きな問題を提起し、被告はトライアル戦略

を露呈するか、弁護士鑑定に依拠しないか、という厄介な選択を迫られていた。

本判決は、注意義務および弁護士鑑定を積極的に求める義務を廃止し、新しい基準 (objective recklessness: 客観的な無謀) を提示した。この特権の放棄は、特段の事情のない限り、訴訟弁護士との通信に及ばない。基準の焦点は提訴前である。

本判決の「客観的に無謀」基準は、日本の企業における明確な社内遵守基準と記録管理の必要性を示唆する。

重要な米国特許判例の紹介の後には、フォーラムショッピングに関する問題の紹介があった。特許裁判の提訴地として非常に人気のある東部テキサスは、特にディスカバリー制度の高いコストと権利者寄りの陪審などで、非常に原告に有利であったため、複数の企業が国会に苦情するにいたったという。その結果、下院において訴訟乱用に関する討論がなされ、2007年特許法改正法案では、東部テキサスへの特許事件を減らすことをターゲットにした条項を含むことになった。しかし、下院では可決されたものの、上院で事実上廃棄されたため、今後のフォーラムショッピングでの東部テキサスの人気は続くと思われる。

仮想事例を用いたケーススタディの後には、質疑応答が行われた。講演者と参加者の間で活発に意見が交わされ、第3回目の横川記念講座は盛況に終わった。

(研究助手・張睿暎)

❖ 第4回 (2008/6/21開催)

「知的財産紛争の一回的な解決策を探る」

【講師】飯村敏明 (知的財産高等裁判所第3部・部総括判事)



7月5日に行われた第4回横川俊夫記念公開講座は、知財高裁の飯村敏明判事にご講演頂いた。

知財促進の趨勢下にもかかわらず、キルビー最高裁判決 (最三小判平 12・4・11 民集 54 卷 4 号 1368 頁) 及び平成 16 年(2004 年)改正特許法 104 条の 3 追加を経て、特許権侵害訴訟における特許権者側のリスクが増大、原告が勝訴するまでの課題が増加し、特許権侵害訴訟件数は減少の傾向にある。このようなリスクに加えて、製造・消費拠点が国外に転じるなど社会経済的な背景などからも、特許権の総価値の低下が指摘される。

特許権者のリスクとなる権利行使段階の予測可能性の欠如としては、2つの主たる要因が示された。第一には進歩性の判断手法である。現行審査基準による進歩性判断は高度かつ洗練されたものではあるが、予見可能性の保障にとって重要な判断手法の客観化には限界が存在するという認識を要する。先行技術からの TSM (Teaching 指導、Suggestion 示唆、Motivation 動機付け) がない限り拒絶できないとする米国の非自明性判断とは異なり、日本の進歩性判断においては特に阻害事由、格別の作用効果、公知事項と周知事項の区別という3点において、主観的な判断を許す曖昧さを有する。これらは保護に値しない特許の排除に有効な論理ツールとして機能するものの、無効審判請求においては、後知恵の排除が容易でないこととも相俟って、特許が無効とされる

リスクの予見を困難にしているとされる。

第二の要因として、侵害訴訟における無効の抗弁が挙げられる。行政判断と司法判断のダブル・トラック及びダブル・スタンダードの解消を目標として、平成16年(2004年)改正で追加された特許法104条の3により、侵害訴訟中の被告による特許無効抗弁が可能となった。この規定の導入にあたっては、当初より判断権者を増やすことによる原告(特許権者)側の不利益及びそれともなう特許活用の萎縮が懸念されていたが、原告特許権者のかかる不利益に対して手当てが行われることのないまま制度が導入され、以後無効の抗弁は侵害訴訟の中心的な争点となった。結果的に原告特許権者は、侵害訴訟とその後起こされた無効審判のいずれにも全勝する必要が生じたこととなった。現状では、実務は紛争解決の場としての適正なバランスの実現を志向しているが、各判断権者において生じた判断のぶれは、特許権者の不利に働くことが多く、結果として特許の活用に萎縮を招き、特許による産業競争力の向上という政策的趣旨にも悖ることになるという懸念が示された。

以上を踏まえ、予見可能性のある特許権行使について、運用論・法解釈論・立法論の3面からの検討が行われた。運用においては、裁判上・裁判外の和解の活用、明細書記載の工夫などを強調された。解釈論においては、侵害訴訟後に逆サイドからの無効審判請求で不利に扱われることを防ぐため、無効抗弁が成立するリスクを軽減できる均等論を活用するなどの方策、侵害訴訟において被告が敗訴直後に権利が無効となった場合の再審事由の問題などが示された。立法論としては、無効審判請求に期限を設けること、ある一定の時期以降に行われた無効審判請求の遡及効に制限を設けることなどを提言された。

以上の報告に引き続き、出席者との間で質疑応答が行われ、活発な議論が交わされた。

(RA 志賀典之)

❖第5回 (2008/7/12 開催)

「富士通のグローバルな知的財産戦略—事業の中で知財をどう育て、活用するか?」

【講師】加藤幹之(富士通株式会社 経営執行役 北米副総代表)



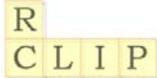
公開講座の第5回目は知的財産というものを、実際活用している企業の立場から国内でも知的財産権の活用においては有数の、富士通株式会社の加藤幹之氏にご講演を頂いた。

富士通においては、コーポレート組織において知的財産権本部を設け、全社の知的財産権における基本方針の策定、推進、支援を行っている。また各事業部門にも知財戦略/特許推進部を設け、事業に即した知的財産の生産、活用、管理を行っている。

知的財産戦略においては、富士通グループの理念・指針である「FUJITSU Way」で知的財産を守り、尊重することを行動の規範として掲げ、全社として取り組んでいる。その知財戦略とは、経営戦略を支える一つの戦略である。具体的には、知財の権利の取得/維持/活用を行うこと、また世の中の技術動向調査を行い、自分たちのポジションがどこにあるのか、分析、評価することが重要であると考えている。その戦略は必ず研究開発活動やスタンダード戦略と密に連携して行っていくべきものである。

特許に関する方針としては、このICT分野においては、一つの製品に多数の特許が関係するため、クロスライセンスの活用や特許プールの活用が重要となってくる。

その基本としてはまず有力特許を取得するこ



とから始まる。事業としての重点テーマや戦略テーマに集中して出願すること、また幅広い権利取得を目指して進める必要がある。当然権利取得は国内だけでなく、海外の権利取得も重要な位置づけとなる。ちなみに富士通は2007年においては、国内登録件数第9位（2,511件）、米国登録件数第12位（1,315件）であった。

次に取得した権利をどう活用するか考える必要がある。その権利行使にあたっては、独占権としての側面と財産権としての側面が考えられる。独占権としては、競合他社の参入防止や抑止力としての活用、また財産権としてはクロスライセンスや実施料収入が挙げられる。富士通は国内外企業と500以上のライセンス契約を結んでおり、また国内外各企業とクロスライセンス契約も締結している。最近では富士通の技術を他分野に応用して頂くために、技術営業ということで他企業に売込みを図っている。

一方、他社特許の侵害回避も重要であり、事業スパンのタイミングに応じて、技術動向調査、侵害回避調査、公知例調査を行っている。

標準化戦略においては、国際スタンダードの時代に対応していく戦略を推進しており、そのために全社の標準化活動を推進するスタンダード戦略室を設置し、活動を行っている。

ブランドについては、富士通およびグループ会社とブランドの統一化を図り、ブランドの価値向上に努めている。著作権については、ソフトウェアは著作権で保護されることから、その保護と横展開による短納期、低コスト、高品質のプログラム作成の提供を行っている。

最後に、電子化と人材育成であるが、特許の出願手続きや評価、管理、検索において、電子化対応を積極的に行っている。また人材育成については、発明者へのインセンティブ向上や、そのレベル（新入社員、中堅、幹部）に応じた知財教育を実施している。

今回、実務家の話を聞くことができたということは、知的財産権を理論だけで捉えず、実際の社会や企業の中でどのように活用されているか、また企業がどのような知財戦略を進めているのか、公開講座最終回を締めくくる講義として、非常に興味深いものであった。

(RC 西田雅俊)

アジア知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/>

中国 DB プロジェクトの進捗状況

2007年度の中国事例（緊急追加案件も含む）は、すべて計画通りに完成した。(RA 兪風雷)

タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、370件の判例が掲載されている。(RC 今村哲也)

インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

インドネシアの知的財産判例は、現在までに総計100件が掲載されている。グローバル COE プロジェクト採択に際し、10月中旬にはRCLIP担当者2名がインドネシアを訪問し、今後とも継続してインドネシアの判例を集めていくことにご協力いただきたい旨説明を行う予定である。

(研究助手 小川明子)

台湾 DB プロジェクトの進捗状況

台湾の知的財産判例は、現在までに総計452件が掲載されている。グローバル COE プロジェクト採択に際し、9月下旬にはRCLIP担当者2名が台湾を訪問し、今後とも継続して台湾の判例を集めていくことにご協力いただきたい旨説明を行う予定である。

(研究助手 小川明子)



❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

引き続きベトナム人民最高裁との関係を維持し同国判例の収集を行う予定であり、更なる関係発展を目指し、近々同国を訪問することを計画している。

(RC 五味飛鳥)

❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

現在 RCLIP データベースには総計 89 件の韓国の知的財産権判例が掲載されている。今年度も引き続き判例を追加していく予定であり、現在韓国漢陽大学の法学研究所と連携交渉を進めている。

(研究助手 張睿暎)

❖欧州 DB プロジェクトの進捗状況

現在、ワシントン大学 CASRIP と共に欧州各国のデータベースを RCLIP に掲載することについて交渉を進めている。

<ドイツ DB プロジェクト>

ドイツについては、現時点で既にデュッセルドルフ大学が保有する 1000 件以上の最高裁ならびにデュッセルドルフ高裁の知財判例(ドイツ語)を使用することに同意していただいております、3 月までに 50 件の選択と抄録の作成から始める予定となっている。

<その他の欧州諸国の DB プロジェクト>

また、フランス・スペイン・英国の判決についても、ストラスブール大学、アリカンテ大学、ロンドン大学の協力を得るための交渉を進めている。イタリアについては、CASRIP 研究員のイタリア弁護士が直接担当し、イタリアの学者と連携し、抄録の作成を開始する。欧州特許庁とも連携をとり、既に同庁が再生した欧州諸国の主要判例英文翻訳を使用する許可を得た。

(研究助手 小川 明子)

NEWS@RCLIP

RCLIP分室開室のお知らせ

グローバル COE 採択に伴い、早稲田キャンパス 1 号館 3 階にある G-COE 事務局の RCLIP 分室が開室した。コーディネーターとして本多理香氏が着任され、今後、知財の研究活動拠点として、データベースプロジェクト等の更なる拡大を目指す。

名称： 早稲田大学グローバル COE 知的財産法制研究センター

場所： 西早稲田 M.O.ハウス 103 号室

TEL：03-6380-3540

FAX：03-6380-3541

欧州データベースプロジェクト担当者就任

現在 RCLIP がワシントン大学 CASRIP と協力して進めている欧州データベースプロジェクトにおいて、欧州側の交渉窓口に新たに Luca Escoffier 氏が着任した。ワシントン大学 CASRIP 特別研究員として、イタリア、フランス、スペイン、英国に代表される欧州各国の知財判例データベースの拡大を行う。



Luca Escoffier (ワシントン大学 CASRIP 特別研究員)

【経歴】 IP advisor、Consortium for the Centre of Molecular Biomedicine in Trieste、Italy

【学位】

Italian law degree、the University of Parma
Master of Laws from WIPO Academy and the University of Turin

Ph.D. in IP law at Queen Mary、University of London



研究会・セミナー開催のお知らせ

(1) <IP エンフォースメント in India>

【時間】2008/10/03 14:00～17:30

【場所】早稲田大学小野梓記念講堂

【概要】BRICs 諸国の一つとして注目を集めるインドは、IT・自動車・医薬品分野などで自国産業を確立させ、1995年WTO加盟により、TRIPS協定に基づく義務を履行するため、各種知的財産権の保護を急速に拡充させている。日本においても、主要知的財産権法改正の情報は入手しやすくなってきているが、実際の権利行使に係る訴訟手続や権利侵害に対する救済については、限られている。本セミナーでは、当センターが科学研究費を投入して着手したインド知的財産判例データベースの完成を記念し、インドから、法改正に密接に係った学者、実際の権利行使実務に携わる裁判官及び弁護士を招聘し、新制度のもとでの各種知財権保護の現状及び課題について報告してもらおう。

【日英同時通訳あり】

【スケジュール】

14:00 基調講演 I

「インド特許法改正の経緯及び概要」

デリー大学 法学部教授 S.K.Verma

14:30 基調講演 II

「知的財産行使制度の特徴」

デリー高等裁判所判事 Arjan K. Sikri

15:30 パネルディスカッション

「インドにおける知的財産権行使の現状と課題」

【パネリスト】

Poonam Dass(デリー大学 法学部講師)

Girija Varma(弁護士)

Manoj G. Menda(弁護士)

【コメンテーター】

高林 龍(早稲田大学教授)

Jim Patterson(米国特許弁護士)

【司会】

竹中俊子(ワシントン大学教授・早稲田大学客員教授)

※お申込はこちら

<https://www.21coe-win-cls.org/info/reservation.php?sid=10510>

(2) <著作権シンポジウム>

【時間】2008/11/29 10:00～17:30

【場所】早稲田大学8号館B107号(予定)

※お申込詳細は後日お知らせいたします。

(3) <欧州裁判官シンポジウム>

【時間】2009/1/17 10:00～17:30

【場所】早稲田大学小野梓記念講堂

※お申込詳細は後日お知らせいたします。

編集・発行

早稲田大学グローバルCOE

<企業法制と法創造>>総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/>